

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点 [令和3年9月7日開催 主要行等]

1. 銀行システム障害への対応について

- 先般、主要行を含む複数の銀行において、システム障害の発生により、顧客取引に影響を及ぼす事案が生じた。
- 金融機関が安定したシステム稼働を確保することは、円滑な金融サービスの提供及び利用者保護の観点から非常に重要であり、各金融機関においては、自行のシステムリスクや、障害発生時の連絡体制を含めた復旧対応能力、顧客案内や周知等といった対応についていま一度確認いただきたい。
- また、先日、クラウドサービス事業者におけるシステム障害により、一部の銀行等においてログインしづらい状況が生じた。
- このようなクラウドサービスの利用を含め、外部委託にあたっては、委託に伴うリスクを十分把握した上で、外部委託を含む業務プロセス全体を実効的に管理し、業務の強靱性（オペレーショナル・レジリエンス）を確保することが重要と考えている。
- 仮に委託先で障害が発生した場合であっても、可能な限りサービスを継続して提供できるよう、バックアップシステム等にも十分配慮した上で、サービス中断時における迅速な復旧や顧客の立場に立った対応など、適切なシステムリスク管理態勢の構築をお願いしたい。

2. 令和3年8月11日からの大雨にかかる災害等に対する金融上の措置について

- 8月11日からの大雨にかかる災害等により、被災された方々に対して、心よりお見舞い申し上げます。
- 今回の災害に対し、広島県、佐賀県、福岡県、島根県、長野県及び長崎県に災害救助法の適用がなされ、これを受け各財務局より「金融上の措置要請」

を関係金融機関等に発出させていただいた。

- 被災地で営業している金融機関におかれては、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応を改めてお願いしたい。
- また、「7月1日から的大雨」、「台風9号から変わった温帯低気圧に伴う大雨」も含め、各地で被害が生じていることも踏まえ、地域の実情に応じた支援をお願いしたい。合わせて、昨年的大雨や台風により被災し、未だ復興の途上にある方々についても、引き続き支援対応いただきたい。
- さらに、9月6日、長野県茅野市^{ちの}における土石流により、災害救助法の適用が公表され、これを受け関東財務局より「金融上の措置要請」を関係金融機関等に7日に発出予定である。こちらも、被災者の立場に立ったきめ細かな支援対応をお願いしたい。

3. 緊急事態宣言を踏まえた資金繰り支援・本業支援の徹底について

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言の対象地域の拡大や宣言の延長など、感染拡大に伴う影響が懸念されるところであり、足元では、金融機関の対応が厳しくなっているとの声も聞く。
- これまで累次にわたり要請させていただいているところではあるが、コロナの直接・間接の影響により資金繰りが厳しい事業者の状況を十分に勘案し、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、そのような誤解が生じることのないよう、引き続き事業者の立場に立った最大限柔軟な資金繰り支援を徹底するようお願いしたい。
- 特に、感染症の影響長期化により、追加融資が必要とされる状況も想定されるが、金融機関によっては、コロナ以降にリスクを受けた事業者や足元の業況が悪化している事業者には追加融資を控えるという方針を組織的に決めているのではないかと、といった懸念の声も一部で聞かれているところ。
- こうした事業者については、現下の決算状況・借入状況等の事象のみで判断せず、事業の特性、需要の回復や各種補助施策の実施見込み等を踏まえる

とともに、例えば、リスクを実施した事業者について、単にその事実のみをもって、リスクされた債務が返済されるまでは追加融資を行わないという機械的・硬直的な対応を行うことなく、官民の金融機関等とも連携して、しっかりと支えていただくようお願いしたい。

- また、無利子無担保融資により新たに取引先となった先に対し、プロパー融資先に比べ本業支援が行き届いていないのではないか、また、他の金融機関の積極融資に伴い、残高メイン先でなくなるなど融資シェアが低下した先に対し、本業支援がおろそかになっているのではないか、という懸念の声も一部で聞かれているところ。
- いわゆるメイン先・非メイン先の別や、既存顧客・新規顧客の別、プロパー融資・保証付き融資の別に関わらず、資金繰り支援にとどまらない経営課題に直面する事業者に対しては、能動的に本業支援を行うよう努めていただきたい。

4. 金融行政方針について

- 8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表した。
- 主要行等との関係では、先ほど申し上げた
 - ・ 金融機関による、コロナの影響を受けた事業者への資金繰り支援、ポストコロナの経済回復に向けた経営改善・事業再生・事業転換支援や、
 - ・ 豪雨等の自然災害発生時の迅速かつ的確な被災者支援のほか、
 - ・ 主要行等における、グローバル・グループベースのガバナンスやリスク管理の強化、新たな環境に適応しうるビジネスモデルの具現化やこれに伴うリスク管理の構築、
 - ・ 決済インフラの高度化・効率化、
 - ・ 書面・押印・対面を前提とした業界慣行の更なる見直しなど、金融分野における業務・手続きの電子化、

- ・ 金融機関による、高齢者・外国人・障がい者等の全ての利用者に寄り添った丁寧な対応の促進、
- ・ 気候変動リスク管理やマネロン対応・システム管理態勢の強化

などの施策を盛り込んでいる。

- 金融機関との対話による課題の解決を重視し、こうした施策に取り組んでまいりたいと考えているので、引き続きよろしくお願ひしたい。

5. 金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）の公表について

- 金融庁は、金融機関の取組みの「見える化」を通じて、担保・保証に過度に依存しない融資を促すため、令和元年9月に「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）」を設定し、公表した。
- これに基づき、主要行等（※）及び地域銀行には、今般、令和2年度下期（10月～3月）分について公表していただいたところであり、こうした各金融機関の取組状況のより一層の「見える化」を図るため、前回同様、金融庁ウェブサイトにおいて、各行のKPIを一覧化した情報を公表した。
- KPIの多寡については、各銀行における顧客の特性や規模等にもよると考えているが、今般のKPIの状況を踏まえながら、各行におかれては、担保・保証に依存しない融資について、引き続き取り組んでいただきたい。

（※）みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行

6. 「重要情報シート」の導入について

- 昨年8月の金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書の提言を踏まえ、顧客が各業態の枠を超えて多様な商品を比較することを容易とする「重要情報シート」について、各金融事業者において導入の準備が進められていると承知している。

- 投資信託については、既に導入を始めている金融事業者も見受けられ、外貨建保険の募集についても、10月から導入が開始されていく予定と承知しているところ、こうした趣旨を踏まえた活用が募集の現場でなされるよう、適切な運用をお願いしたい。また、投資信託と外貨建保険だけでなく、様々な金融商品についても幅広く「重要情報シート」が導入されることを期待している。

7. 書面・押印・対面手続の見直しについて

- 書面・押印・対面手続の見直しについては、本年6月末までに関係法令・監督指針等の改正を行って環境整備を行ったところである。
- また、金融庁としては、業界慣行による書面・押印・対面手続の見直しに関する各業界の取組みを促すため、その進捗状況に関するアンケートの実施を各業界団体をお願いしたところ。貴協会におかれては、今後会員各社に対してアンケートを発出していただき、年内を目途に各業界団体を集めた検討会を開催し、その場で結果の報告をお願いしたいと考えている。
- これにより、好事例や課題等の共有を図るほか、検討会での議論を踏まえ、各業界において更なる取組みを着実に進めていただきたいと考えているので、協力をよろしくお願いしたい。

8. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策について

《FATF 第四次対日審査の公表等について》

- FATF（金融活動作業部会）の第4次対日審査報告書が8月30日に公表された。
- 今回の対日審査では、前回審査以降の取組みを踏まえ、日本のマネロン・テロ資金供与対策の成果が上がっているとの評価を得た。同時に、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に優先的に取り組むべきとされている。

- 当報告書の公表を契機として、政府は今後3年間の行動計画を策定・公表している。官民が連携してしっかりと対応していく必要があることから、引き続き、マネロン・テロ資金供与態勢高度化の取組みへの協力をお願いしたい。

《マネロン検査について》

- 金融庁では、本年6月に公表した骨太の方針にも示されている通り、金融業界の検査・監督体制等の強化等を含め、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の強化に取り組んでいる。具体的には、
 - ・ 検査要員の確保等により検査・監督体制の強化、
 - ・ マネロンリスクが高い業態を優先にリスクベースの検査監督を実施することとしている。
- 金融庁は、新型コロナウイルス感染状況等に配慮し、リモート環境での検査・モニタリングを実施してきており、今後は骨太の方針のとおり、一般のFATF審査結果も踏まえながら、マネロン対策に検査項目を絞った検査を集中的に実施していく。
- 一斉検査のようなものではなく、各財務局とも連携しながら、預金取扱金融機関を中心に、前回検査からの期間や金融機関側の負担等も踏まえながら、金融機関ごとにマネロン検査を実施していく。

《マネロンシステムの共同化について》

- 金融庁では、骨太の方針で示されたとおり、マネロン・テロ資金供与対策の高度化・効率化のため、共同システムの実用化の検討・実施に取り組んでいるところ。
- 昨年より、疑わしい取引の検知、制裁対象者の照合等の共同化についてNEDOと連携し、実証実験を支援してきた。
- 金融庁としては、この実証実験の結果も踏まえ、全銀協をはじめとする業界団体等と連携の上、引き続き共同システムの実用化に向けて、検討を進めるもの。

《継続的な顧客管理及び広報について》

- 継続的顧客管理については、マネロン・ガイドラインでも対応すべき事項の1つとして、各金融機関に2024年3月末までに態勢整備をお願いしているところ。FATF対日審査でも、金融機関において、継続的顧客管理の義務を完全に実施すべき旨の勧告がなされている。
- 金融庁としても、政府広報含め、各業界団体と連携して、国民の皆様にも、マネロン・テロ資金供与対策に係る確認手続きについて広報活動等を行う予定である。

9. バーゼルⅢの国内実施について

- 最終化されたバーゼルⅢの国内実施に向けて、9月末ごろを目途に、30日間のパブリックコメントを開始する予定。
- 新規制では、国際的な銀行及びそれに準じた高度なリスク管理を採用する銀行については、国際合意に沿って2023年に実施する一方、国内で活動するその他の金融機関については、移行に伴う負担を軽減し、新型コロナウイルス感染症対策や地域活性化のためのエクイティ支援を促進するため、実施時期を1年後倒しすることにしたい。
- 引き続き、関係者と十分に対話を行いながら、準備を進めてまいりたい。

10. LIBORの公表停止に向けた対応について

- LIBORの公表停止に向けた対応として、日本円金利指標に関する検討委員会が公表した本邦移行計画に沿って既存契約の顕著な削減に向けて取り組んでいただいていると認識している。
- 金融庁としては、日本銀行と合同で、顕著な削減に向けた目標時期である9月末時点におけるLIBORからの移行に向けた進捗状況を確認したいと考えており、主要な金融機関を対象に簡易調査を実施するので、協力をよ

ろしくお願いしたい。

- LIBOR 公表停止までに残された時間は限られており、移行対応はまさに最終局面を迎えているといえる。引き続き着実な移行対応を進めていただきたい。

11. 顧客本位の業務運営に関する原則の採択事業者リストの公表について

- 9月3日、金融庁ウェブサイトにおいて、標題リストを公表した。リストへの掲載対象は、顧客本位の業務運営に関する原則を採択した金融事業者で、金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する旨の報告（6月30日期限）があった先のうち、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが明確であることが確認できた先のみとなる。
- 本リストの作成は、昨年8月に公表された金融審議会市場ワーキング・グループ報告書を踏まえたものである。今回公表したリストは、4月12日、改めて各金融事業者から報告を受け付ける旨を公表し、6月30日の第1回報告期限までに提出を受けたものを確認した結果となる。
- この確認を通じて、「見える化」の施策が顧客向けであることが必ずしも理解されていないと感じられた先がある。「見える化」は、単なるペーパーワークや机上の作業ではなく、経営陣から営業職員までが顧客に向き合う姿勢を検証するきっかけになることを目指したものである点を、改めて強調したい。また、今回のリスト掲載先であっても、来年には、取組方針に基づく現場での実践結果を報告していただく必要があり、継続的な対応が求められることを理解していただきたい。
- 一方、原則の項目ごとと取組方針の結び付きが確認できなかった先が、報告受付総数のうち半分弱あった。これらの先に対しては、修正の方向性を示しつつ、次回期限（9月30日）までに提出が可能であることを連絡している。新たに金融庁ウェブサイトへの掲載を希望する先も含め、自らの顧客基盤を踏まえた施策を取組方針の基本に据えつつ、今回のリスト掲載先の取組みも参考にした上で、報告をお願いしたい。

- 今後、金融庁としては、実践状況のモニタリングも含め、金融機関と対話を行い、好事例の公表を行う予定。

12. ITガバナンス及びサイバーセキュリティ強化の取組みについて

《サイバーセキュリティ管理態勢の強化について》

- 国家の関与が疑われる高度なサイバー攻撃や、ランサムウェア攻撃の活発化によって、国内外の重要インフラでも被害が発生している。サイバー攻撃を経営上のトップリスクと位置付け、改めて、対策を強化することが重要である。

- 金融庁としても、引き続き、

- ・ リスクが高い金融機関に対しては、検査等でサイバーセキュリティ対策の実効性を重点的に検証するとともに、
- ・ サイバー攻撃を受けた場合も、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させるため、10月にサイバー演習（Delta Wall VI）を拡大して実施する

ことで、サイバー攻撃への予防対策や、被害発生時における対応・能力の向上を促していく。

《システムリスク管理態勢の強化について》

- 多くの利用者に影響を与えるシステム障害が発生する中、障害の未然防止はもとより、障害発生時に、被害を最小限にとどめ、迅速に業務を復旧させる能力を向上させることが重要である。

- こうした観点から、システム障害に関するモニタリングは、金融機関の自律的な改善を促すことに力点をおいて実施するとともに、リスクの高い金融機関に対しては、検査を含めて重点的に検証することで、システムリスク管理態勢の強化を図っていく。

《ITガバナンスの向上について》

- データの利活用等によって、先進的なサービスを提供し、金融機関自身の経営効率を高めるなど、ITガバナンスの発揮が期待される。
- 金融庁としては、引き続き、
 - ・ ITガバナンスに関して深度ある対話を行っていくとともに、
 - ・ 新技術を利用した基幹系システムを検討する金融機関に対しては、基幹系システム・フロントランナー・サポートハブを通じて、その早い段階からITガバナンスやリスク管理等に関する検討を後押しするなど、ITガバナンス強化に向けた取組みを積極的に支援する。

13. 金融行政方針の公表について

- 8月31日、本事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。広く関係者の方々と課題認識等を共有し、建設的な対話を行うことによって、より良い金融行政の実現につなげてきたい。
- 内容としては、3本柱で構成しており、
 - ・ 第一に、コロナによる深刻な影響を受けている事業者に対して、金融機関による資金繰り支援や事業再生支援等が行われるよう、対応状況を確認していくこと、
 - ・ 第二に、活力ある経済・社会構造への転換を促していく観点から、送金手段や証券商品のデジタル化に対応した金融制度の検討、国際金融センターの実現、サステナブルファイナンスの推進に関する施策を進めていくこと、
 - ・ 第三に、「金融育成庁」として国内外の経済社会に貢献していくため、データ分析の高度化を通じたモニタリング能力の向上や、専門人材の育成など、金融行政を担う組織としての力を高めていくこと、などを盛り込んだ。

- 金融庁としては、引き続き、企業・経済の持続的な成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指し、こうした重点課題にしっかりと取り組んでまいりたい。

14. FATF による AML/CFT 分野におけるデジタル・トランスフォーメーションに関する報告書の公表について

- 最近、金融当局間の国際会議では、①コロナ対応、②サステイナブル・ファイナンス関係（環境関係）、③デジタル化ないしデジタル・トランスフォーメーション、が3大テーマとなっている。いずれも海外の動きが早く、国内でも海外での議論や問題意識を前広に紹介していく必要があると考えている。
- 本日は、③のデジタル・トランスフォーメーションに関する話題として、FATF が7月に公表した2本の報告書について紹介したい。
- 1つ目の報告書「AML/CFT 分野における新技術の機会と課題」は、官民の具体的な活用事例に加え、具体的な課題として、新技術の理解、人材確保、データ標準化等を挙げており、これらは AML/CFT だけでなく銀行業務全体の DX においても重要な点だと考えている。また、2つ目の報告書「データプーリング・共同分析・データ保護」は、データ保護やプライバシー保護のための規制を遵守しながら、いかに民間金融機関間でのデータ共有を可能とするか、といった問題意識に立って、有力なテクノロジーや各国事例、課題等を紹介している。我が国においても、別組織間での ML/TF データの共有については、データ・プライバシー保護法（日本の個人情報保護法等）に抵触しないかが課題。この点について各社においても十分検討いただき、不明な点については前広に当庁に照会・相談いただければと考えている。
- なお、当庁では、我が国の取組みを海外に紹介することにも力を入れており、これらの報告書では、当庁が19年G20議長国として提案したマルチ・ステークホルダー・アプローチに沿って、ブロックチェーン技術の発展に取り組んでいる「BGIN（ビギン）」(Blockchain Governance Initiative Network) や、我が国における AML システムの共同化に関連した NEDO の実証実験につ

いても紹介されている点も申し添えておきたい。

(以上)